

岐阜県公報

第二千七百三十号

平成二十八年三月十一日

(金曜日)

目次

人事委員会規則

- 職員の使用に関する規則の一部を改正する規則
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 一三四^{ページ}

告示

- 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
- 指定医療機関の所在地の変更の届出
- 指定医療機関の廃止の届出
- 指定医療機関の休止の届出
- 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定
- 指定介護機関の名称等の変更の届出
- 指定介護機関の廃止の届出
- 医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定
- 指定施術機関の名称等の変更の届出
- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 解除予定保安林とする旨の通知
- 道路の区域決定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 羽島都市計画下水道事業の変更認可

(地域福祉国保課) 一三四
(同) 一三五
(同) 一三五
(同) 一三六
(同) 一三六
(同) 一三六
(同) 一三七
(同) 一三八
(同) 一三八
(同) 一三九
(治山課) 一三九
(同) 一四〇
(道路維持課) 一四一
(同) 一四一
(同) 一四五
(下水道課) 一四六

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表
- 政治団体の異動事項等の公表
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表
- 訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 一四六
(同) 一四七
(同) 一四八
(同) 一四八

公 示

- 指定自立支援医療機関の指定
- 指定自立支援医療機関の変更届出
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
- 農業委員会ネットワーク機構の指定
- 公共測量の終了
- 土地改良区役員の就任
- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件中訂正

(保健医療課) 一四九
(同) 一五〇
(商業・金融課) 一五〇
(農村振興課) 一五〇
(用地課) 一五一
(可茂農林事務所) 一五一
(生活安全総務課) 一五一
(同) 一五三
(商業・金融課) 一五三

正 誤

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県人事委員会

教育長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表警察本部長の項本庁課長の欄中「鑑識管理監」を「鑑識管理監自動車運転免許試

「**験場長**」に改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「秘書官」を削り、
「自動車運転免許調査官」

「捜査支援室長
試験場長
」を
「災害対策室長
サイバー犯罪対策室長」に
取調べ監督室長
に、

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県人事委員会

委育長廣瀨英二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三警察本部長の部警察本部の項中「秘書官」を削り、同部警察署の項中「可児警察署」の下に「多治見警察署」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告
示

岐阜県告示第二百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

[illegible]

三輪齒科医院
大垣市上石津町上原二六六一
平成二七・九・一

谷 汲 調 剤 薬 局	揖斐郡揖斐川町谷汲名札二五二丁二	平成二七・一二・二四
梅 山 齒 科 医 院	美濃市曾代字城下二〇一七	平成二八・一・一
落 合 診 療 所	中津川市落合九八九一	同
びくしい整形外科	可児市帷子新町二丁目一一五番地	同
中部薬品 関みなみ薬局	関市神明町三丁目六―一七	同
海 薬 局	関市下有知五二七―一	同
いずは耳鼻咽喉科	各務原市鵜沼西町三丁目一二二番地一	平成二八・二・一
ふじもと 齒科	土岐市下石町一二九五番地一の二	同
ウエルシア薬局関緑ヶ丘店	関市緑ヶ丘二丁目二番一五号	同
あ お ば 薬 局	高山市桐生町四―二六七―三	同
はしもと調剤薬局	各務原市鵜沼西町三丁目一二二丁二	同
けやき薬局 岡本店	高山市岡本町二丁目七五―五	平成二八・二・二二

岐阜県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

堅 田 外 科	新 美濃市中央十丁目一三八番地	平成二八・一・三〇
	旧 美濃市生櫛一六八六番地の二五	
中部薬品 美濃インタール薬局	新 美濃市中央十丁目一五二番地	同
	旧 美濃市生櫛荘ノ下二六八六―三二一	

岐阜県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
落 合 診 療 所	中津川市落合九八九一	平成二七・一二・三一
びくしい整形外科	可児市帷子新町二丁目一一五番地	同
三 輪 齒 科 医 院	大垣市上石津町上原二二六六―一	平成二七・八・三一
ふじもと 齒科	土岐市下石町一二九五―一―二	平成二八・一・二九
海 薬 局	関市下有知五二七―一	平成二七・一二・三一
橋 本 薬 局	各務原市鵜沼東町二丁目七〇番地	平成二八・一・二二
中部薬品 松波総合病院前薬局	羽島郡笠松町田代二〇―一二	平成二七・一二・三一
ホソノ薬局/せき南調剤	関市神明町三六―一七	同

成瀬 一 郎	瑞浪市南小田町三丁目二六二番地	認知症対応型通所介護	グループホーム ささゆり	瑞浪市南小田町三丁目三〇〇番地	平成二八・一・一
成瀬 一 郎	瑞浪市南小田町三丁目二六二番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ささゆり	瑞浪市南小田町三丁目三〇〇番地	同
成瀬 一 郎	瑞浪市南小田町三丁目二六二番地	介護予防認知症対応型通所介護	グループホーム ささゆり	瑞浪市南小田町三丁目三〇〇番地	同
成瀬 一 郎	瑞浪市南小田町三丁目二六二番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム ささゆり	瑞浪市南小田町三丁目三〇〇番地	同
有限会社トータルケア幸誠	美濃加茂市川合町四丁目十一番二九号	通所介護	スマイル・幸	美濃加茂市本郷町七丁目九番六号	平成二八・一・三二
有限会社トータルケア幸誠	美濃加茂市川合町四丁目十一番二九号	介護予防通所介護	スマイル・幸	美濃加茂市本郷町七丁目九番六号	同
株式会社emi-go	中津川市駒場一五二七番地の一三	居宅介護支援事業	ケアプラン音生人（おいたち）	中津川市駒場一五二七番地の一三	平成二八・二・一
平井 三千男	可児郡御嵩町中一四三一―一	通所介護	デイサービスセンターはなたま	可児郡御嵩町中一四三一―一	平成二八・二・五
平井 三千男	可児郡御嵩町中一四三一―一	介護予防通所介護	デイサービスセンターはなたま	可児郡御嵩町中一四三一―一	同
有限会社ぬくもり	瑞浪市陶町水上七二八―二	通所介護	リハビリデイサービスセンターぬくもり	瑞浪市陶町水上七二八―二	平成二八・二・一五
有限会社ぬくもり	瑞浪市陶町水上七二八―二	介護予防通所介護	リハビリデイサービスセンターぬくもり	瑞浪市陶町水上七二八―二	同

岐阜県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

医療法人社団 光洋会

新 美濃市中央十丁目一三八番地

訪問看護

堅 田 外 科

新 美濃市中央十丁目一三八番地

平成二八・一・三〇

旧 美濃市生櫛一六八六番地の二五

訪問看護

堅 田 外 科

旧 美濃市生櫛一六八六番地の二五

平成二八・一・三〇

医療法人社団 光洋会

新 美濃市中央十丁目一三八番地

訪問看護

堅 田 外 科

新 美濃市中央十丁目一三八番地

平成二八・一・三〇

岐阜県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

医療法人 録三会

美濃加茂市太田町二八二五

訪問介護

訪問介護ステーションウイズ

美濃加茂市太田町二八二五

平成二七・九・三〇

株式会社ハートサービス

大垣市矢道町二丁目二三番地

介護予防訪問介護

ハートサービス・ショート

養老郡養老町高田一一七六番地

同

有限会社 イシイ薬局

不破郡関ケ原町大字関ケ原三一〇七番地の一

居宅療養管理指導

イ シ イ 薬 局

不破郡関ケ原町大字関ケ原三一〇七番地の一

平成一四・一一・三〇

岐阜県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を

担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日
西 尾 渉 昭栄堂スポーツ鍼灸接骨院 土岐市泉町久尻一六九一五ヒ 平成
三・一三

岐阜県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日
氏 名 施術所の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

牧村 康 広 いちよう通り接骨院 新 各務原市蘇原新栄町一七七一五 平成
二七・二・二四
旧 各務原市蘇原沢上町四一五 三

岐阜県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字川入五七三七の六八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗巣字中坪四六八の四、四六八の五、四六九の一、四六九の二、四七〇の一から四七〇の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市笠置町姫栗字寺田一三六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市谷合字猿木二五九五、二六一七、二六二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿木二六一七、二六二〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日美東字吹谷三八六〇の一

二 保安林として指定された目的

三 土砂の流出の防備
解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字尾神字水上谷二四の一、二四の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道 岐阜小倉
公園自転車道線
関市下白金字枳敷二二五二番地
先から
同市小屋名字下中島三七六番一
二地先まで

岐阜県告示百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町打保字ナリテ山九八四番四地先から同市同町同字同九八五番二二地先まで	前	二・五・八	二七・八	
			後	二・五・八	二七・八	

岐阜県告示百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員 (メー ト)	延 長 (メー ト)	備 考
三百六十 号			飛騨市宮川町巢之内字さがり三十八番一地先から 同 市同 町同 字同 三六番一地先まで	前 三・二 六・一 後 三・六 八・五	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
				一四・八			

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員 (メー ト)	延 長 (メー ト)	備 考
三百六十 号			飛騨市宮川町巢之内字おせば三〇七番一地先から 同 市同 町同 字同 三〇八番一四地先まで	前 一・八 三・五 後 二・六 五・七	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
				一二・二			

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員 (メー ト)	延 長 (メー ト)	備 考
三百六十 号			飛騨市宮川町打保字池ノ本九七五番二地先から 同 市同 町同 字同 九六八番二地先まで	前 五・八 九・一 後 六・二 三・一	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
				三三・三			

岐阜県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員 (メー ト)	延 長 (メー ト)	備 考
二百五十 六号			郡上市和良町方須字深瀬上野一〇〇六番地先から 同 市同 町同 字足原 西山一七六〇番一〇地先 まで	前 一・五 二・五 後 一・九 四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
				二八・五			

道の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

県道	道の種類
河神 合岡 線	路線名
飛驒市河合町稲越字峠山 一八九五番二地先から 同市同町保字すげ 田作九三八番三七地先ま で	区間
後	前
八・七 三・四	三・八 七・四
二・九・七	二・九・七
	備考

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路
美大 並和線	路線名
郡上市八幡町有坂字中間 七八五番三〇地先から 同市同町同字シャ モ六四六番一地先まで	区 間
後	前
一七・一 二六・三	五・九 二七・二
四七・八	四七・八
	備考

岐阜県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路
八寒 幡水線	路線名
郡上市八幡町初音字岩沼 二五七三番四地先から 同市同町同字堂前 二六七九番五地先まで	区 間
後	前
一〇・〇 一三・〇	八・一 三三・八
四〇・五	四〇・五
	備考

岐阜県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路
石徹 白線	路線名
郡上市白鳥町前谷字境棚 一〇五番二九地先から 同市同町同字同 一〇五番一四五地先ま	区 間
後	前
三六・八 六・三	九・七 四三・一
二七・〇	二七・〇
	備考

岐阜県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名
区 間	
別前後更	区域
ル（メイト	敷地の幅
ル（メイト	延長
	備考

岐阜県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	
白鹿山倉線	
郡上市和良町宮代字歩岐 二〇五八番一地先から 同 市同 町同 字同 二〇五〇番五地先まで	
後	前
三・〇 一五・〇	三・二 二・九
二九・五	二九・五

県道		道の種類
和畑良佐線		路線名
郡上市和良町土京字下ヶ 洞二二〇八番一地先から 同 市同 町同 字同 二二一七番三地先まで		区 間
後	前	区域 変更 前後
九・四 二六・二	五・八 一〇・八	敷地の幅 員（メートル）
二四・五・〇	二四・五・〇	延長 （メートル）
		備考

岐阜県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類
垂岐井阜線		路線名
大垣市墨俣町二ツ木字土腐官 公有無番地先（一八七番三） から 同 市同 町同 字同 一 八四番一地先まで		区 間
六・八		延長 （メートル）
平成 二六・三・二	供用開始 の 期 日	
平成 二七・六・三	（区域の 決定又は 変更の 告示の 日）	備考

岐阜県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類
岐阜小倉 公園自転車道線		路線名
関市下白金字枳敷二二五二番 地先から 同市小屋名字下中島三七六番 一二地先まで		区 間
二・五〇・〇		延長 （メートル）
平成 二六・三・二	供用開始 の 期 日	
平成 二六・三・二	（区域の 決定又は 変更の 告示の 日）	備考

岐阜県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、羽島都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜県 羽島市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽島都市計画下水道事業 羽島市公共下水道

三 事業施行期間

平成二年十二月十八日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	出身年月日
今木啓一郎育てる会	寺 倉 博 子	今 木 奈緒美	瑞穂市別府438—1	平成28年1月18日
暮らしネット	倉 地 幸 子	倉 地 宗兵衛	揖斐郡池田町六之井1880—20	平成28年1月27日
さわしろう後援会	倉 家 隆 之	福 山 昌 昭	飛騨市古川町末広町1—1	平成28年1月18日
曾根たけみ（武己）を育てる会	曾 根 義 弘	曾 根 芳 之	土岐市土岐津町土岐口1285—1	平成28年1月8日
高崎まさゆき後援会	高 崎 正 之	高 崎 正 之	揖斐郡池田町六之井1631	平成28年1月26日
中島ゆきこ後援会	中 島 ゆき子	中 島 一 成	下呂市金山町大船渡640	平成28年1月18日

日本共産党おもて悦子後援会	面 手 悦 子	面 手 悦 子	飛騨市宮川町牧戸192	平成28年 1月12日
日本臨床検査技師連盟岐阜県支部	北 村 顕 兼 子 徹		岐阜市藪田南3—5—10	平成28年 1月5日
むらせ三郎後援会	大 岩 一 彌 村 瀬 工		揖斐郡揖斐川町上野1101—2	平成28年 1月7日
森要後援会	福 井 政 範 森 芳 子		飛騨市古川町増島町13—14	平成28年 1月22日

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

岐阜県選挙区正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、岐阜
県内の選出事項の候補者が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

候補者名簿を次のとおり提出した。

平成二十八年三月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 年 月 日
民主党岐阜県第5区総支部	阿知波 吉 信	会計責任者	阿知波 吉 信	阿知波 美 修	平成28年 1月15日
あちは吉信後援会	阿知波 吉 信	会計責任者	阿知波 吉 信	阿知波 美 修	平成28年 1月15日
あちは吉信政経研究会	阿知波 吉 信	会計責任者	阿知波 吉 信	阿知波 美 修	平成28年 1月15日
今井武男後援会	堂 前 信 幸	代表者	堂 前 信 幸	東 勝 廣	平成27年 2月1日
岩田じょうじ後援会	河 合 重 則	主たる事務所の所在地	安八郡安八町北今ヶ淵905	安八郡安八町北今ヶ淵814	平成27年 4月6日
加藤利明後援会	林 敬 久	主たる事務所の所在地	土岐市土岐津町土岐口428	土岐市土岐口中町6—28	平成28年 1月9日
国枝慎太郎後援会	榎 本 卓 朗	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町大字加納757— 3	揖斐郡大野町領家8—1	平成27年 4月13日
鈴木正義後援会	鈴 木 正 義	会計責任者	平 井 幸 雄	鈴 木 建 夫	平成27年 4月2日
税理士による棚橋泰文後援会	安 藤 守 男	代表者	安 藤 守 男	上 野 道 夫	平成27年 7月11日
		会計責任者	井 野 康 人	棚 橋 敏 行	
服部秀洋後援会	服 部 秀 洋	会計責任者	服 部 秀 洋	伊 佐 地 菊 雄	平成27年 1月30日
		主たる事務所の所在地	瑞浪市土岐町1009—133	瑞浪市寺河戸町1045—3	平成27年 4月30日

山田東三後援会	遺 藤 隆 信	会計責任者	岸 本 房 子	山 田 真 澄	平成27年 9 月28 日
わかあゆ会	森 下 真 次	主たる事務所の所在地	飛騨市宮川町西忍211	飛騨市宮川町祢宜ヶ沢上392	平成28年 1 月28 日
若山よしつぐ後援会	若 山 貴 嗣	主たる事務所の所在地	岐阜市鏡島中 1—13—28	岐阜市鏡島2126—12	平成27年 3 月1 日

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並

けらる。

平成二十八年三月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
内海良郎後援会	梅 丸 宗 男	牛 丸 政 美	飛騨市古川町上町547—1	平成28年 1 月8 日			
加藤利明後援会	林 敬 久	林 高 文	土岐市土岐津町土岐口428	平成28年 1 月16 日			
岐阜県電器商政治連盟	野 原 和 義	猪 飼 昭 雄	大垣市静里町1221—1	平成27年 12 月31 日			
砂場研司後援会	山 村 正 毅	柘 植 賢 治	土岐市土岐津町土岐口2255—19	平成28年 1 月24 日			
中村たつおを育てる会	高 木 正 夫	高 木 邦 彦	養老郡養老町烏江923—2	平成27年 12 月29 日			
堀孝正後援会	名 和 英 樹	堀 孝 信	瑞穂市田之上240—3	平成27年 12 月31 日			
むらせ三郎後援会	大 岩 一 彌	村 瀬 工	揖斐郡揖斐川町上野1101—2	平成27年 12 月25 日			
山田みよ子後援会	山 田 勝 行	遺 藤 鋭 子	関市宮地町 6—9	平成28年 1 月4 日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその

撤回を公表する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 3 4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

田 本 政 司 治 運 連 盟 岐 阜 県 会	H27. 3.24	6,387,898	3,331,436	3,056,462	3,393,114	2,993,784	3,046,000	261	0	0	0	0	0	0	0	0	10,462
田 本 政 司 治 運 連 盟 岐 阜 県 会	H27. 3.24	6,387,898	3,331,436	3,056,462	3,393,414	2,994,494	3,046,000	261	0	0	0	0	0	0	0	0	10,462
田 本 政 司 治 運 連 盟 岐 阜 県 会	0	0	5,322	134,357	139,679	1,929,312	108,723	0	0	0	0	1,216,400	0	3,254,435	939,600		
田 本 政 司 治 運 連 盟 岐 阜 県 会	0	0	5,322	134,357	139,679	1,928,612	108,723	0	0	0	0	1,216,400	0	3,253,735	939,600		

改める。

公 示

○指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医 療を担当す る診療科名	自立支援 医療の種 類	指 月 日 定
-----	-------	-------------------------	-------------------	------------------

高山市国民健康 保険荘川診療所	高山市荘川町新淵五四六 の一	内科・小児 科・外科・ 整形外科・ 歯科	精神通院	平成 二六・三 一
--------------------	-------------------	-------------------------------	------	-----------------

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種 類	指 月 日 定
しょうなん調剤薬局 山県店	山県市東深瀬一七五の一	精神通院	平成 二六・三 一
美加登調剤薬局	加茂郡川辺町石神二五七番三	同	同
クスリのアオキ鷺山薬 局	岐阜市鷺山一三三七番地	同	同
もちの木薬局	安八郡神戸町北一色五八二番地 三	同	同
ウエルシア薬局関緑ヶ 丘店	関市緑ヶ丘二丁目二番一五号	同	同
ファミリー薬局安江病 院前店	岐阜市鏡島西二丁目六番四一	同	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
くらしケア岐阜訪問看護ステーション	岐阜市西部寺屋敷三丁目二五一の	精神通院	平成 六・三一
岐阜市医師会訪問看護ステーション	岐阜市青柳町五丁目四番地	同	同

。指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 変 月 日 更
中部薬品 美濃インター薬局	美濃市中央十丁目一五二番地	精神通院	平成 六・一〇

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 変 月 日 更
独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とこの病院附属 訪問看護ステーション	可児市土田二二三二番地五	精神通院	平成 六・四・一

。大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十八年三月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

(仮称) エディオン大垣店

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年十月二十七日

五 店舗面積

六、七三二平方メートル

六 駐車場の収容台数

三六〇台

七 荷さばき施設の面積

五九平方メートル

。農業委員会ネットワーク機構の指定

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十一条第二項の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、農業委員会ネットワーク機構として次の者を指定したので、同条第二項の規定

により公示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 名称

岐阜県農業会議

二 住所

岐阜市藪田南五丁目一四番二二号

三 事務所の所在地

岐阜市藪田南五丁目一四番二二号

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により恵那市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

恵那市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量及びT・S現地測量）

三 作業期間

平成二十八年一月十五日から

同 年二月二十六日まで

四 作業地域

恵那市長島町正家地内

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
八百津町	平成 六・三・三	理事	金子 政則	加茂郡八百津町八百津三八八番地
岸用水土改良区				

○猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 開催する講習会の種類

1 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）

2 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開催年月日	開催時間	開催場所
平成二十八年 六月 九日（木）	午後十時から 午後五時まで	飛騨総合庁舎

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。
 なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。ま
 た、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三 経験者講習会

講習会の開催日時及び場所

同 年 八月 七日(日)	同	岐阜産業会館
同 年 十二月 十日(木)	同	大垣市民会館
平成二十九年 三月 九日(木)	同	東濃西部総合庁舎

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十八年 四月二十一日(木)	午後一時三十分から 午後五時まで	恵那総合庁舎
同 年 四月二十八日(木)	同	飛騨総合庁舎
同 年 五月十日(木)	同	大垣市民会館
同 年 五月二十日(日)	同	岐阜産業会館
同 年 六月三十日(木)	同	中濃総合庁舎
同 年 七月 七日(木)	同	下呂総合庁舎
同 年 七月 十四日(木)	同	大垣市民会館
同 年 七月二十八日(木)	同	恵那総合庁舎
同 年 八月 十八日(木)	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 九月 四日(日)	同	大垣市民会館
同 年 九月 十五日(木)	同	可茂総合庁舎
同 年 九月二十九日(木)	同	東濃西部総合庁舎
同 年 十月 六日(木)	同	岐阜県シンクタン ク庁舎

同 年 十月 二十日(木)	同	中濃総合庁舎
同 年 十二月 十七日(木)	同	飛騨総合庁舎
同 年 十二月 二十七日(日)	同	中津川文化会館
同 年 十二月 一日(木)	同	大垣市民会館
同 年 十二月 二十日(木)	同	可茂総合庁舎
平成二十九年 一月 十日(木)	同	岐阜県シンクタン ク庁舎
同 年 二月 五日(日)	同	飛騨・世界生活文 化センター
同 年 二月 二十三日(木)	同	恵那総合庁舎
同 年 三月 二十三日(木)	同	中濃総合庁舎

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。
 なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。
 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納
 付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、
 写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十
 ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載
 の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙
 を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。
 なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等（初心者）講習会開催通知
 書により通知する。

五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

- 1 初心者講習会

(一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間

(二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
2 経験者講習会

(一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
(二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間
七 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

八 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

○年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十八年三月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十八年 六月 十八日（土）	午前十時から 午後四時まで	岐阜県警察本部庁舎
同 年 八月二十七日（土）	同	同
同 年 十月 十五日（土）	同	同
同 年 十二月 十七日（土）	同	同

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項

を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会開催通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

○正 誤

（原稿誤り）

平成二十七年七月十日第二千六百六十三号 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
四八九頁下段前から五行目中「三洋開発株式会社」は、「三洋電設株式会社」の誤り。

平成二十八年三月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社